

農業者年金に加入しましょう



農業者年金は、

- ①国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く)で、
- ②年間60日以上農業に従事し、
- ③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。
- 保険料の全額社会保険料控除の税制優遇措置もあります。
- 年金は、家族一人一人について準備することが大切です。

若い農業者の皆さんへ - 政策支援加入(保険料の国庫補助)で老後の安心を-

保険料の負担が大きいという方は、政策支援加入で保険料の国庫補助が受けられます。政策支援は、農業者年金の加入要件(上記①~③)に加え、④39歳までに加入、⑤農業所得が900万円以下、⑥下表の必要な要件1~5のいずれかを満たせば、下表の区分に応じて国庫補助を受けられます。

区分	必要な要件	国庫補助金額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	1万円 (5割)	6千円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者		
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者		
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6千円 (3割)	4千円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者		

35歳未満または40歳を超えて政策支援を受けられない方へ

- 加入期間が短くても老後の備えは間に合います -

農業者年金の保険料は、月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円まで(千円単位で)加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます。

加入期間が短くても保険料を増やすことで、豊かな老後に備えることができます。

※脱退も自由ですが、脱退された場合でも脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局 電話23-3622 ごしょつがる農協木造総合支店 電話42-9114
つがるにしきた農協つがる総括支店 電話46-2215

排水設備工事配管工認定講習 責任技術者・配管工更新講習

申し込みは、11月30日(木)まで!
下水道課で申込書を配布・受け付けしています。
(閉庁日を除く)

日付	会場	10時30分~	14時00分~	受講手数料
1月16日(火)	五所川原	配管工更新講習	責任技術者更新講習	配管工認定講習 7千円 責任技術者更新講習 7千円 配管工更新講習 5千円 ※別途、振込手数料が必要
1月18日(木)	弘前	配管工認定講習	配管工更新講習	
1月19日(金)		責任技術者更新講習	責任技術者更新講習	
1月25日(木)	青森	配管工認定講習	配管工更新講習	
1月26日(金)			責任技術者更新講習	

※詳細は「青森県下水道協会ホームページ」(<http://www.aomori-pswa.jp/>) をご覧ください。

【問い合わせ先】 下水道課 電話 42-2111 (内線 374)

市税等の納付
は納期内に
お願いします

11
月
は

固定資産税4期、国民健康保険税5期、後期高齢者医療保険料5期、介護保険料5期、住宅使用料、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、公共下水道受益者負担金の納期限です。

□座振替日は11月30日(休)です。

□座振替で納付している方は、□座残高の確認をお願いします。

【問い合わせ先】 収納課 電話42-2111 (内線229)

ダメ!! ヤミ小作!!

安心して農業を行うため、
正規の手続きで農地の貸借
をしましょう!

ヤミ小作を続けるとどうなるの?

農地を貸している方

- 相続が発生した際、誰に貸しているかわからなくなることがあります。
- 農地を返してもらいたい時に借り手に応じてもらえず、返してもらえなくなることがあります。

農地を借りている方

- 相続が発生した際、誰から借りているかわからなくなることがあります。
- 突然、農地を返して欲しいと言われることがあります。



口約束だけで農地の貸し借りはできません!

農地の貸し借りをする場合は、農地法の制約を受けます。農地法では、「許可を受けないでした行為は、その効果を生じない」と規定されていますので、農地の貸し借りをする場合には、市町村や農業委員会を通じて書面により契約手続きをする必要があります。契約手続きをしないまま、口約束だけで貸し借りをしている農地は、トラブルの元になることがあります。

トラブルが発生しないようにするために!

農地を貸し借りするときは、必ず市町村や農業委員会で手続きをしてください!市町村や農業委員会、公的機関である農地中間管理機構が仲介することで、安心して農地の貸し借りが行えます。また、手続きの際には「農地中間管理事業」を積極的に活用しましょう!

農地を相続された方へお願い!

令和6年4月1日から相続登記が義務化されます(令和6年3月までの相続も義務化の対象です)。農地の貸借等を円滑に進めるためにも必ず相続登記を行ってください!

詳しくは、下記までご相談ください。

【問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111(内線413) 農業委員会事務局 電話23-3622(事務局直通)

鳥インフルエンザの発生を防止しましょう

鳥インフルエンザウイルスは、渡り鳥によって海外から持ち込まれると考えられています。秋から冬は、渡りが始まり本病発生の警戒が必要となる時期ですので、次のことに注意してください。

家きんを飼っている場合

- ① 渡り鳥や野鳥、ねずみ等の野生動物との接触をさけるため、野外での放し飼いをしないようにしましょう。また、飼育小屋は防鳥ネット(2㍍角以下)で囲いましょう。定期的に防鳥ネットの点検を行い、破損箇所はただちに修繕しましょう。
 - ② 飼育小屋を定期的に消毒し、清潔な状態で飼育しましょう。
 - ③ 世話をするときには専用の履物、衣服を身に付け、終了後は履物、衣類、手指の消毒をしましょう。車両は農場の出入り口で入念に消毒をしましょう。
 - ④ 家きんに異状がみられた場合は、すぐに「つがる家畜保健衛生所」に連絡してください。
- ※家きん：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

死亡した野鳥を見つけた場合

- ① 野鳥は鳥インフルエンザウイルス以外にもさまざまな細菌や寄生虫を持っていることがあるので、素手では触らないようにしましょう。
- ② 多数の野鳥がまとまって死亡している場合は、下記にご相談ください。
- ③ ②以外の場合で死亡した野鳥を処理する際は、ビニール袋に入れて一般ゴミとして処分してください。

【問い合わせ先】 市役所農林水産課 電話42-2111 つがる家畜保健衛生所 電話42-2276
西北地域県民局林業振興課 電話0173-72-6613